

# 補助金等評価実施要領

## 1 目的

この実施要領は、北広島市補助金等交付基準（平成20年9月25日市長決裁。以下「交付基準」という。）に基づき補助金等を見直しする場合及び新たに制度化する場合において、その評価を行なうため必要な事項を定めるものとする。

## 2 評価対象

この実施要領に基づく評価対象となる補助金等は、次に掲げる補助金等とする。ただし、交付基準の適用を除外されるものを除く。

- (1) 市が支出するすべての補助金等（以下「現行補助金」という。）
- (2) 新たに制度化するすべての補助金等（以下「新規補助金」という。）

## 3 評価機関

北広島市外部評価委員会又は内部評価委員会において評価を行なう。

## 4 評価方法

5の評価項目に定める各項目について、補助金評価表（現行補助金にあつては別紙様式1、新規補助金にあつては別紙様式2）により個別に評価し、現行補助金については7の見直し基準に定めるところにより総合評価を行う。この場合において、評価機関が必要と認めた場合は、所管課からのヒアリングを実施する。

## 5 評価項目

交付基準を踏まえ、次に掲げる各項目（以下「評価項目」という。）について評価する。

- (1) 公益性
- (2) 必要性
- (3) 効果性
- (4) 適格性

## 6 評価（採点）

- (1) 現行補助金は、評価項目ごとに次の5段階の採点を行い、その合計点を当該補助金の総合点数とする。ただし、評価項目の(1)については採点数を3倍し、(2)及び(3)については、細項目それぞれについて採点し、その合計点数をその項目の点数とする。

（40点満点）

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 5点・・・大いに認められる | 4点・・・認められる     |
| 3点・・・やや認められる  | 2点・・・あまり認められない |
| 1点・・・認められない   |                |

- (2) 新規補助金は、評価項目ごとにその適否を判断し、総合判定を行う。

## 7 現行補助金見直し基準

区分	合計点数（40点満点中）	今後の方針	
I	20点未満	廃止	補助することが適当でないと判断されるもので、原則廃止を検討するもの。
II	20点以上24点未満	見直し	事業効果が薄いと判断されるもので、徐々に減額し、今後3年間で原則廃止を検討するもの。
III	24点以上30点未満		一定の事業効果が認められるもので、活動内容を精査のうえ、原則減額を検討するもの。
IV	30点以上36点未満	継続	十分な事業効果が認められるもので、活動内容を一層精査のうえ、原則補助を継続するもの。
V	36点以上		総合的に見て奨励すべきと判断されるもので、活動内容によっては増額も視野に入れながら、補助を継続するもの。

## 補助金評価表 (現行補助金用)

1 個別評価 (採点)					
		5点・・・大いに認められる 4点・・・認められる 3点・・・やや認められる	2点・・・あまり認められない 1点・・・認められない		
評価項目	内 容		採 点		
公益性	次の項目のいずれかに該当しているか (1)住民自治の向上、市民の福祉・健康増進が図られるもの (2)市民の安全で安心な生活に寄与するもの (3)市民の教育、文化、スポーツの振興に寄与するもの (4)地域の経済、産業の振興、雇用の促進に寄与するもの (5)市の施策として推進する事業を団体又は個人に対し積極的に奨励しようとするもの			×	3
必要性	(1)事業活動の目的や内容等が社会経済情勢に合致している			計	
	(2)行政と市民の役割分担のなかで、真に補助すべき事業・活動である				
効果性	(1)効果が広く市民にいきわたり、特定の者のみの利益に供することのないこと			計	
	(2)補助金等の交付に対して費用対効果が認められる				
適格性	個人に対する補助金等は(1)及び(2)の項目について採点し、団体等に対する補助金等は全項目について採点する。 (1)補助金等の支出手続が、法令、条例、規則、要綱等に基づいていること (2)補助金等の支出目的、範囲が法令の規定に抵触していないこと (3)団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切である (4)団体等において適正な監査機能を有していること (5)団体等の事業活動の内容と補助の目的との整合がとれていること				
<b>【採点合計】</b>					
2 総合評価					
見直し基準の適用			評価機関の評価・意見等		
I	<input type="checkbox"/> 廃止 (20点未満)				
II	<input type="checkbox"/> 見直し (20点以上24点未満)				
III	<input type="checkbox"/> 見直し (24点以上30点未満)				
IV	<input type="checkbox"/> 継続 (30点以上36点未満)				
V	<input type="checkbox"/> 継続 (36点以上)				

補助金評価表 (新規補助金用)

公益性・必要性・効果性	公益・公共性	客観的な公益性を有している。	適・否
		次のいずれかの項目に該当する。 (1)住民自治の向上、市民の福祉・健康の増進が図られる。 (2)市民の安全で安心な生活に寄与する。 (3)市民の教育、文化、スポーツの振興に寄与する。 (4)地域の経済・産業の振興、雇用の促進に寄与する。 (5)市の施策として積極的に奨励しようとするもの。	適・否
	公平性	補助の効果が広く市民に及ぶもので、特定の団体や個人のための利益に供することがないもの。	適・否
	社会ニーズ	事業活動の目的、視点、内容が今日の社会経済情勢に合致していること。	適・否
	役割分担の妥当性	市民と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であり、適切な規模であること。	適・否
	費用対効果	市民の福祉向上やサービス向上に効果が認められること。	適・否
	類似事業	すでに実施している補助事業と類似しないこと。(他の補助金との統合の可能性も含む)	適・否
	補助額の妥当性	事業内容や団体の自主性の観点から、適正な補助額(補助率)であること。	適・否
評価	適・否( )		

適格性	合法規性	補助金支出の根拠、手続きが明確で、法令等に抵触しないこと。	適・否
	会計処理	団体等の運営に透明性があり、会計処理が適切に行われていること。	適・否
	目的と活動の一致	団体の事業活動の内容が、補助の目的と一致していること。	適・否
	評価	適・否( )	

評価	公益・必要・効果性	適格性	総合判定
	適・否	適・否	適・否
	(評価機関の意見等)		